

第1回 鳥取県中部地域公共交通協議会 次第

と き 平成28年8月1日(月)

15時00分～16時30分

ところ 倉吉市役所 大会議室(本庁舎3階)

————— 日 程 —————

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

- (1) 平成27年度事業報告及び決算報告について (資料1)
- (2) 鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部改正について (資料2)

4 報告事項

- (1) 副会長、監査委員の指名について (資料3)
 - 副会長 (1名)
 - 監査委員 (2名)

- (2) 各種事業の進捗状況について (資料4)

5 その他

6 閉 会

平成27年度事業報告書

期 日	事業内容	(協議事項)
平成27年6月3日	第1回 幹事会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について
平成27年8月4日	第2回 幹事会	
平成27年10月6日	第3回 幹事会	
平成27年10月21日	第4回 幹事会	
平成27年10月29日	第5回 幹事会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について 第1回協議会の開催について
平成27年11月12日	第1回 協議会	平成26年度事業報告及び収支決算について 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について
平成27年11月27日	第6回 幹事会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について
平成28年2月10日	第7回 幹事会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について 第2回協議会の開催について
平成28年2月23日	第2回 協議会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について 平成28年度事業計画(案)及び当初予算(案)について

平成27年度収支決算報告書

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	決算額	予算額	増減	内容
1 負担金	1 負担金	1 負担金	175,374	270,000	△94,626	倉吉市
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	32	0	32	預金利息
歳入合計			175,406	270,000	△94,594	

2 歳出

(単位:円)

款	項	目	決算額	予算額	増減	内容
1 運営費	1 会議費	1 会議費	68,800	160,800	△92,000	協議会幹事会委員報酬 64,000 費用弁償 4,800
	2 事務費	1 事務費	106,606	109,200	△2,594	通信運搬費 15,886 印刷製本費 90,720
歳出合計			175,406	270,000	△94,594	

歳入合計 175,406円 - 歳出合計 175,406円 = 差引 0円

監 査 報 告

鳥取県中部地域公共交通協議会の平成27年度会計決算について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等に基づき監査を行った結果、すべて適正に処理されていることを認めました。

平成28年6月22日

鳥取県中部地域公共交通協議会会長 様

監査委員 JR西日本米子支社 倉吉駅長

尾崎 公則



監査委員 倉吉市地域公共交通協議会 会長

河本良田 貞子



鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部改正について（案）

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（協議会の委員）</p> <p>第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから倉吉市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 圏域を構成する市町の長又は市町の長が指名する職員</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の職員</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体に属する者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体に属する者</p> <p>(5) 鉄道事業者の職員</p> <p>(6) <u>公共交通空白地有償運送事業者の職員</u></p> <p>(7) 道路管理者の指名する職員</p> <p>(8) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員</p> <p>(9) 倉吉警察署長又は倉吉警察署長の指名する職員</p> <p>(10) 圏域を構成する市町の地域公共交通の利用者</p> <p>(11) 学識経験者</p>	<p style="text-align: center;">（協議会の委員）</p> <p>第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから倉吉市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 圏域を構成する市町の長又は市町の長が指名する職員</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の職員</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体に属する者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体に属する者</p> <p>(5) 鉄道事業者の職員</p> <p>(6) <u>過疎地有償運送事業者の職員</u></p> <p>(7) 道路管理者の指名する職員</p> <p>(8) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員</p> <p>(9) 倉吉警察署長又は倉吉警察署長の指名する職員</p> <p>(10) 圏域を構成する市町の地域公共交通の利用者</p> <p>(11) 学識経験者</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 倉吉市並びに三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町は、鳥取県中部圏域（以下「圏域」という。）の地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳥取県中部地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2） 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3） 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか必要な事業に関すること。

（協議会の委員）

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから倉吉市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 圏域を構成する市町の長又は市町の長が指名する職員
- （2） 一般乗合旅客自動車運送事業者の職員
- （3） 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体に属する者
- （4） 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体に属する者
- （5） 鉄道事業者の職員
- （6） 公共交通空白地有償運送事業者の職員
- （7） 道路管理者の指名する職員
- （8） 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員
- （9） 倉吉警察署長又は倉吉警察署長の指名する職員
- （10） 圏域を構成する市町の地域公共交通の利用者
- （11） 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

（協議会の役員）

第4条 協議会に会長及び副会長（以下「役員」という。）をそれぞれ1名置く。

2 会長は倉吉市長とし、副会長は会長の指名する者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の規定にかかわらず、役員は、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的である事項及び内容並びに日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議に出席することができない委員があらかじめ通知された議事について、書面をもって表決し、又は当該委員が属する団体又は組織に属する者を代理人として出席させた場合は、当該委員が会議に出席したものとみなす。
- 4 会議は、会長が議長となる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 委員は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することにより地域福祉の向上に資するため、誠意及び責任のある議論を行うよう努めなければならない。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において個人情報を取り扱う場合は、非公開とする。
- 8 会長は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 会議の運営に当たって必要な事項を処理させるため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、圏域を構成する市町の担当課長並びに委員のうち一般乗合旅客自動車運送事業者の職員及び学識経験者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。
- 5 幹事会において審査した事項については、協議会に報告するものとする。

(分科会)

第7条 会長は、圏域を構成するそれぞれの市町における地域公共交通に関する事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、次の各号に掲げる分科会について、当該各号に定める市町に関する地域公共交通について協議するものとする。
 - (1) 倉吉市分科会 倉吉市
 - (2) 三朝町分科会 三朝町
 - (3) 湯梨浜町分科会 湯梨浜町
 - (4) 琴浦町分科会 琴浦町
 - (5) 北栄町分科会 北栄町
- 3 第5条及び第6条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と読み替えるものとする。
- 4 分科会長は、分科会で決議された事項について協議会に報告するものとする。
- 5 協議会は、分科会の決議事項を協議会の議決とすることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会の委員は、協議会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び第5条第8項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定により会議に出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、倉吉市総合政策課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

(この要綱の制定に伴う経過措置)

2 協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第3条第3項及び第4条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

副会長、監査委員の指名について

委員の任期が平成28年3月31日をもって満了したことに伴い、鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱第4条第2項及び第12条第2項の規定により、次のとおり副会長、監査委員を指名します。

副会長	米子工業高等専門学校	准教授 加藤 博和（再任）
監査委員	J R 西日本米子支社	倉吉駅長 尾崎 公則（再任）
監査委員	倉吉市地域公共交通会議	会長 羽根田 真弓（再任）

各種事業の進捗状況について

平成28年度スケジュール

	平成28年度																		
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
1.JRダイヤ乗継検証																		10月ダイヤ改正に向けた検証(バス事業者)	
2.乗降調査				・仕様書の作成 ・入札公告の作成			・公告(1ヶ月程度)			・契約書の作成	契約・事業実施(7月～3月)								
3.交通不便地域におけるヒアリング等調査の内容検討																		次年度の調査内容の検討 次年度の調査内容の検討	
4.フリー乗降区間の調査																		要望箇所の照会(調査開始) 要望箇所のとりまとめ	
5.病院からの帰宅対応するダイヤ検証																		10月ダイヤ改正に向けた検証(バス事業者)	
6.交通空白地有償運送への補助	補助事業実施(補助申請～交付決定～事業実施)																	次年度の調査内容(運営がうまくいっているか、利用者の満足度)の検討 次年度の調査内容の検討	
7.コナンミステリーツアーの利用状況の把握・分析																		利用状況のデータ取得開始 結果の共有・分析方法の検討	
8.結節点整備 ※乗降調査の結果を経て、検討																			
9.バス停上屋点検																		バス停上屋点検(6月～9月)	
10.新規バス停上屋設置	※要望があった際に対応(次年度予算において設置予算や補助予算の要求を行う)																		
11.バスブック																		バスマップ残数の確認、新規情報の把握(照会) 残数、新規情報の共有	
12.ICカード導入 ※県の検討状況の報告																		県における検討状況を報告 県における検討状況を報告	
13.乗換え割引制度 ※2.乗降調査の中で検討																			
14.上限運賃額引き下げ																		次年度調査内容の検討 次年度調査内容の検討	
15.補助制度の拡充																		次年度調査内容の検討 次年度調査内容の検討	
16.割引制度の周知 ※HP掲載、広報掲載																		次年度の認知度・利用実態調査の内容検討 次年度調査内容の検討	
17.観光客用バスパンフレット																		バスマップ残数の確認、新規情報の把握(照会) 残数、新規情報の共有	
18.観光タクシー運行教育プログラム	※随時実施、本年度は、地方加速化交付金活用によるFIT受入対応実験事業(インバウンド版タクシー運行実証実験、2次交通マーケティング及び拠点整備)を実施予定																		
19.高校生や保護者へのコミュニケーションアンケート																		次年度調査内容の検討 次年度調査内容の検討	
20.エコ通勤																		次年度調査内容の検討 倉吉市報掲載、次年度調査内容の検討 バスの日利用即促進PR	
21.バス路線変更に伴う運行計画づくり																			
22.地域主体の取組みへの支援	※上屋設置に対する補助要望があった際に対応(次年度予算において補助予算の要求を行う)																	追加支援策の検討 追加支援策の検討	
幹事会							【5/19】 ・指標の検討 ・仕様書の検討 ・バス停上屋点検について ・入札方法 ・予定価格					【7/1】 ・乗降調査入札審査 ・施策および事業のスケジュールについて ・鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部改正について ・平成28年度 第1回協議会の開催について					・乗降調査に関する基礎資料の作成 ・平成29年度以降に行う調査についての調整・検討(県との調整) ・県担当者同席依頼	・乗降調査に関する調査結果の分析 ・平成29年度以降に行う調査についての検討(県との調整)	
協議会															【8/1】 ・平成27年度事業報告、決算報告 ・鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部改正について ・副会長、監査委員の指名について ・各種事業の進捗状況について				

各種事業の進捗状況について

	10月			11月			12月			1月			2月			3月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
1.JRダイヤ乗継検証	10月ダイヤ改正の報告												4月ダイヤ改正に向けた検証						4月以降ダイヤ改正の報告
2.乗降調査				中間報告(幹事会)												結果報告(協議会)			完了・検査・支払
3.交通不便地域におけるヒアリング等調査の内容検討	次年度の調査内容の検討			次年度の調査内容の検討			次年度の調査内容の検討			次年度の調査内容の検討			次年度の調査内容の検討						
4.フリー乗降区間の調査	次年度における道路状況を満たす場所抽出作業時期検討																		
5.病院からの帰宅対応するダイヤ検証	10月ダイヤ改正の報告												4月ダイヤ改正に向けた検証						4月以降ダイヤ改正の報告
6.交通空白地有償運送への補助	次年度の調査内の検討			次年度の調査内の検討			次年度の調査内の検討			次年度の調査内の検討			次年度の調査内の検討						
7.コナンミステリーツアーの利用状況の把握・分析	分析結果共有												利用状況のデータ取得						取得結果
8.結節点整備	※乗降調査の結果を経て、検討																		
9.バス停上屋点検	点検結果共有			予算要求															
10.新規バス停上屋設置				予算要求															
11.バスブックの作成	案の作成			バス協会へ案の提供															
12.ICカード導入	県における検討状況の報告			県における検討状況の報告			県における検討状況の報告			県における検討状況の報告			県における検討状況の報告						
13.乗換え割引制度																			
14.上限運賃額引き下げ	次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討						
15.補助制度の拡充	次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討						
16.割引制度の周知	次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討						倉吉市報掲載
17.観光客用バスパンフレット	案の作成			バス協会へ案の提供															
18.観光タクシー運行教育プログラム																			
19.高校生や保護者へのコミュニケーションアンケート	次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討						
20.エコ通勤	次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討						
21.バス路線変更に伴う運行計画づくり				次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討			次年度調査内容の検討						
22.地域主体の取組みへの支援	追加支援策の検討			予算要求															
幹事会	・乗降調査の結果に基づく各路線の分析・評価 ・平成29年度以降に行う調査についての検討(県との調整) ・バス停点検結果の共有			・乗降調査中間報告 ・平成29年度以降に行う調査について			・乗降調査の結果に基づく路線見直し案の検討、運行経費の試算、見直し基準の検討 ・平成29年度以降に行う調査について						・平成28年度事業計画(案)、予算(案) ・平成28年度乗降調査結果について ・平成29年度実施調査について						
協議会																・平成29年度事業計画(案)、予算(案) ・平成28年度乗降調査結果について ・平成29年度実施調査について			

施策及び事業	通し番号	内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	評価指標	(参考)必要なデータ、調査	(参考)調査の時期
JRとバスダイヤの検証及び改善	1	JRダイヤに合わせたバスダイヤの乗り継ぎを検証する。	検証・ダイヤ改正(随時)					乗継問題便数/駅接続便数 調整をしたかどうか(基準など必要。いつ(何回)) 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	JR時刻表の調査	随時
幹線・支線における運行形態の検討	2	幹線部分の重複する路線を一本化する。支線部分の運行形態(デマンドの導入等)について検討する。	乗降調査(資料調査) 運行ルート・運行本数の見直し 補助金の算定	実施検討 ※通し番号13とあわせて実施 アンケート(委託)※通し番号21で実施	地域説明 ※通し番号21で実施 予算計上	住民周知 運行開始		幹線と重複する部分の見直し距離数(m) 幹線と重複する部分の一本化による補助金削減額(円) 支線部分の運行形態の変更に係る経費(円) ※幹線=国庫補助路線 ※支線=国庫補助路線以外 解消できた距離数/現状の重複距離数→高めていく	乗降調査 幹線と重複する部分の一本化による運行経費及び補助金削減額の試算 支線部分の運行形態の変更に係る経費試算 住民に対する利用実態アンケート【委託を検討】	平成28年度 平成29年度以降 (実施前年度に協議会で検討)
バス利用が困難な地域の対応検討	3	これまでバスが運行されない交通不便地域に対する対応を検討する。(地域へのヒアリング等)	調査内容の検討	調査(委託) ※通し番号21で実施 対応策の検討 補助金算定 実施検討	地域説明 ※通し番号21で実施 予算計上	住民周知 運行開始		バス、公共交通空白地有償運送等の公共交通の利用が困難な集落数(バス停、或いは公共交通空白地有償運送乗降箇所より400m以上離れた集落数) デマンド型交通等利用者数	公共交通に対する住民のニーズや意向を把握するためのアンケート調査 【委託を検討】	平成29年度以降 (実施前年度に協議会で検討)
フリー乗降区間の検討	4	各路線におけるフリー乗降の可能な区間を検討する。	調査	場所の抽出	地域説明 ※通し番号21で実施 予算計上	住民周知 運行開始		フリー乗降区間バス利用者数 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	道路の状況(見通しのよさ、幅員など)や交通量、安全面等の要件を満たす区間の抽出	平成29年度以降 (実施可能な箇所を抽出後)
病院からの帰宅便の実	5	昼前に集中する病院帰宅者に対応するため各路線のダイヤを検証する。	検証・ダイヤ改正(随時)					ダイヤ変更便数/ダイヤ変更必要便数 調整をしたかどうか(基準など必要。いつ(何回)) 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	時刻表の調査	随時

施策及び事業	通し番号	内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	評価指標	(参考)必要なデータ、調査	(参考)調査の時期
公共交通空白地有償運送の事業支援	6	公共交通空白地有償運送事業に係る立ち上げ経費、運営経費に対する補助を行なう。	補助(随時)					バス、公共交通空白地有償運送等の公共交通の利用が困難な集落数(バス停、或いは公共交通空白地有償運送乗降箇所より400m以上離れた集落数)公共交通空白地有償運送利用者数 人/バス利用者数 人 公共交通空白地有償運送費用 円/公共交通空白地有償運送利用者数 人 運営がうまくいっているか(*ヒヤリングなどによる) 利用者の満足度(*アンケートなどによる)		
観光客のバス利用利便性の確保	7	バス利用による観光客の利便性を検証する。	既存路線の観光客の利用を検討する コアエリアの利用状況をもとに、公共交通空白地有償運送と併せての検討を行う	対応策の検討 補助金算定 実施検討 既存の平成27年～平成28年のデータを分析	実施			観光客バス利用者数 路線バスにおける観光目的での利用者数→増加させていく *ニーズ調査などが必要	観光客に対する公共交通の利便性 【委託を検討】	平成29年度以降 (観光客の対象を選定後)
結節点整備の検討	8	乗降調査(資料調査)	乗降調査(資料調査)	結節点を検討 結節点を選定	整備	整備	整備	発着便数 ※幹線＝国庫補助路線 ※支線＝国庫補助路線以外 検討したかどうか 結節点整備によって再編できた路線・系統の運行経費削減効果 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	結節点現地調査 配置機能の検討 候補地の選定	平成29年度以降 (乗降調査により結節点確定後)
既存バス停の点検実施(移動も検討)	9	中部地区における既存バス停上屋の点検を実施し、適正な管理を行う。	調査点検 修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	調査点検箇所数 箇所 修繕実施割合 修繕実施済 箇所/整備必要箇所 箇所	定期的な点検(5年に一度は点検・記録、点検用シート)	平成28年度以降
新規バス停上屋設置の検討	10	要望等によるバス停上屋の設置を検討する。	検討(随時)					新規設置箇所数/新規設置希望箇所数		

施策及び事業	通し番号	内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	評価指標	(参考)必要なデータ、調査	(参考)調査の時期
バスブックの作成検討	11	公共交通、各種施設、観光施設等に関する情報を掲載したバスマップの作成を検討する。	情報の刷新(随時)					「ぐらっとバスなび」の発行枚数、配布枚数 *新規作成の検討も	情報の刷新	随時
ICカード導入検討	12	鳥取市が導入を検討しているICカードの導入について、中部地区での導入を検討する。	県の導入検討事業にあわせて検討(随時)					導入or未導入検討したかどうか 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	導入コストの算定。	平成28年度以降
乗り換え割引制度の検討	13	幹線と支線との乗換え時の料金割引制度について検討を行う。	補助金算定※通し番号2とあわせて実施					割引率(割引運賃/通常運賃) 検討したかどうか 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	系統を再編した場合の路線の試算。割引運賃、通常運賃の試算。	平成28年度以降
上限運賃額引き下げ等の検討	14	現在の上限運賃(日交700円、日ノ丸801円)について利用促進の観点から引き下げを検討する。	検討 ※通し番号15とあわせて実施					上限運賃額引下率(見直し運賃/上限運賃) 検討したかどうか 利用者の満足度(*アンケートなどによる)		
各種補助制度の拡充検討	15	高齢者に対する定期購入補助等、利用促進に向けた各種補助制度を検討する。	調査内容の検討 ※全体の料金を下げるといった内容であれば通し番号14で実施	調査(委託) (試験的な割引券の配付) 補助金算定※利用者・運営事業者に対する補助	実施検討 予算計上	住民周知 実施		支援対象者数は? *運転免許自主返納への支援策としても検討しては?	バス未利用者に対するアンケート調査 試験的な割引券の配付 【委託を検討】	平成29年度以降 (実施前年度に協議会で検討)

施策及び事業	通し番号	内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	評価指標	(参考)必要なデータ、調査	(参考)調査の時期
バス事業者割引制度の周知	16	高齢者定期等の各種割引制度を、広報・HP・関係機関等で周知する。	HP・広報掲載 ※調査内容の検討・利用実態調査	HP・広報掲載 調査(委託) ※認知度・利用実態調査	HP・広報掲載	HP・広報掲載	HP・広報掲載	支援対象者数 利用者数 周知回数・内容	各種割引制度の認知度および利用実態調査 【委託を検討】	平成29年度以降(実施前年度に協議会で検討)
観光客用バスパンフレットの作成検討	17	観光に特化したバスパンフレットの作成を検討する。	情報の刷新(随時)					「ぐるっとバスなび」の発行枚数、配布枚数 *新規作成の検討も	情報の刷新	随時
観光タクシー運行に係る教育プログラムの実施検討	18	観光タクシーの活性化を図るため、乗務員に対する教育プログラムの実施を検討する。	プログラムの実施(随時)					プログラム数 研修回数 研修参加人数 受講者の満足度・役立ち度(*アンケートなどによる)	なし	
コミュニケーションアンケートの実施検討	19	高校生や保護者を対象とした意識改革のためのアンケートの実施を検討する。	アンケート内容の検討	アンケート(委託)	事後調査(委託)			コミュニケーションアンケート対象者数 コミュニケーションアンケート実施による利用者数(アンケートへの割引チケット添付等により) 検討したかどうか(検討内容など) 実施枚数(モデル的に)		
エコ通勤の促進に向けた取り組み	20	エコ通勤の促進に向けた取り組み(企業、団体への働きかけ)を検討する。	アンケート内容の検討 「バスの日」利用促進PR活動	アンケート(委託) 「バスの日」利用促進PR活動	事後調査(委託) 「バスの日」利用促進PR活動	「バスの日」利用促進PR活動	「バスの日」利用促進PR活動	各種メディア数 チラシ配布枚数 PRを実施した場所におけるバス利用者数 検討したかどうか(検討内容など) 実施会社・団体数(モデル的に)		

実施及び事業	通し番号	内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	評価指標	(参考)必要なデータ、調査	(参考)調査の時期
バス路線再編に伴う運行計画づくりの推進	21	バス路線の再編を実施する場合に、地域に出向いて行政と住民が共同で運行計画を策定する。	アンケート・調査内容の検討※通し番号2,3に関連	アンケート・調査(委託)※通し番号2,3に関連	地域説明※通し番号2,3,4に関連			地元説明回数 再編成路線数	見直し対象路線沿線地域における住民アンケート【委託を検討】	平成29年度以降(乗降調査により見直し対象路線確定後検討)
地域主体による取り組み支援	22	地域の自主的な取り組みに対する支援を行う。	バス停留所上屋整備補助(随時)					バス停留所上屋新規設置箇所数/新規設置希望箇所数 * 自主的取り組みに対する支援内容の追加検討も		